

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	34 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から同年6月まで  
② 昭和59年8月から同年10月まで

私は、亡くなった父から、短大を卒業してから結婚するまで、厚生年金保険の期間を除いて国民年金保険料を納付していたと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②について、オンライン記録では未加入期間と記録されているものの、A郡B村（現在は、C市）の平成8年5月31日現在の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和59年8月1日に国民年金被保険者の資格を再取得し、申立期間②の国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

また、上記台帳によると、申立人は、B村からD市へ転出していることが確認でき、D市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②に係る資格記録及び納付記録が記載された後に、削除されていることが確認できるところ、当該期間に係る還付の記録は、同名簿及び国民年金被保険者台帳において確認できない上、国民年金の強制加入被保険者となるべき申立期間②について、その資格を取消し、保険料を還付する合理的な理由も見当たらない。

一方、申立期間①について、上記B村の台帳において、昭和52年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得し、同年10月3日に同被保険者資格を喪失した後、59年8月1日に再加入するまでの期間が未加入期間であることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の国民年金の資格記録欄においても、同様の資格記録の記載が確認できる。

また、上記D市の国民年金被保険者名簿及びE市のマスターチェックリスト並びに国民年金被保険者台帳によると、申立期間①は全て未加入期間と記録されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年2月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、申立期間の納付記録が無いことが分かったので、年金事務所に照会をすると、申立期間の保険料は還付されていると回答された。国民年金保険料の還付について、母に尋ねると、還付してもらっていないとしている上、当初、年金事務所では、私が所持している年金手帳を提出しても、私の国民年金手帳記号番号は存在しないので、納付もされていないと回答されており、その後も調査依頼を何度も行ったが、これまでの年金事務所の説明に納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は昭和50年3月12日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得し、51年3月25日に同被保険者資格を喪失しており、50年3月から51年5月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、同名簿によると、検認記録欄に、「この番号は廃止（なかったものとみなす）」との記載があり、昭和50年3月から51年3月までの国民年金保険料は同年8月20日に、同年4月及び同年5月の保険料は52年8月16日に還付決定され、還付した記録とされていることが確認できる。

しかしながら、大学の卒業証明書によると、上記の還付された期間のうち、申立期間である昭和50年3月から51年2月までについて、申立人は、大学生であったことが確認できる。

また、還付記録の有る国民年金被保険者台帳については、マイクロフィルム化した上で保管することとされているところ、申立人に係る同台帳は保管され

ておらず、C年金事務所によると、申立期間当時の国民年金保険料還付整理簿は保存されていないとの回答から、申立期間について、国民年金任意加入被保険者として資格を取得し、保険料を納付した後に、その資格を取消し、納付済みの保険料を還付する合理的な理由は見当たらない。

さらに、上記の状況から、申立期間に係る国民年金保険料は誤還付とされたものと推認できることから、申立期間を保険料納付済期間として取り扱うことが妥当であると考えます。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、平成 21 年頃に A 社会保険事務所(当時)で年金記録の照会を行ったところ、結婚してから国民年金に任意加入していた昭和 47 年 2 月から 58 年 7 月までの期間のうち、55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間が未納となっていることが分かった。その後の調査で、申立期間の前年度の納付は判明したが、申立期間の保険料納付が判明しないことに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間について、申立人は、国民年金に任意加入していた期間の国民年金保険料は納付したと主張しているところ、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 47 年 3 月 1 日から 58 年 8 月 30 日まで、国民年金の任意加入期間であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の昭和 54 年度の年金記録が平成 22 年 7 月 12 日に未納から納付に記録訂正されており、行政側の記録管理に不適切さが見受けられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、上記任意加入期間のうち、申立期間以外に未納期間が無く、B 市の国民年金被保険者名簿によると、現在納付済みと記録されている期間のうち、複数回にわたり過年度納付しており、未納の解消に努めていることが確認できる上、B 市の収納記録リストによると、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を国民年金任意加入被保険者資格喪失後の 59 年 7 月 24 日に過年度納付していることが確認できることから、当該納付日において、申立人が、時効期限内で納付が可能

な57年4月から58年3月までの保険料を納付していたものと考えても不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和55年4月から57年3月までについて、B市のマスターチェックリスト及び国民年金保険料収滞納一覧表によると、当該期間は未納期間と記録されており、国民年金被保険者台帳の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は全て納付したと主張しているものの、具体的な納付方法及び保険料額等の記憶は無い上、複数年度にわたる納付記録全てが欠落するとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 兵庫厚生年金 事案 3217(事案 1627 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年1月10日から24年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、23年1月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は2,100円、同年10月から24年4月までは4,200円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月1日から21年2月28日まで  
② 昭和23年1月10日から24年5月1日まで

私は、昭和20年12月1日にA社に入社し、24年4月\*日に同社が倒産するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

今回の申立てに際して新たな資料は無いが、元同僚のB氏、C氏、D氏、E氏等から再聴取を行って審議してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の人事記録等は残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況が確認できないこと、ii) 元従業員から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は23年1月10日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返」の記載が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。



しかしながら、申立人が今回の申立てに際して再度名前を挙げた元同僚4人のうち二人は、「申立人は、私の下で働いており、事業所が倒産するまで勤務していた。」、「申立人は、私と一緒に現場で勤務しており、事業所が倒産して私と一緒に退職したと思う。」とそれぞれ証言している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の二人の元従業員は、ともに申立期間②における被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社で継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同年代で同様の業務に従事していた男性従業員の記録から、昭和23年1月から同年7月までは600円、同年8月及び同年9月は2,100円、同年10月から24年4月までは4,200円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主の連絡先は不明であり確認することはできないものの、仮に事業主から申立人の主張どおりの申立人に係る被保険者資格喪失届が提出された場合には、それまでに被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険出張所（当時）は当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険出張所へ資格の喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和23年1月から24年4月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が今回の申立てに際して再度名前を挙げた元同僚4人から聞き取りを行ったが、新たな周辺事情等の証言は得られない。

また、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月1日から58年7月1日まで

私が所持している給与明細書をみると、昭和57年12月から58年6月までの分の厚生年金保険料控除額が、年金記録における標準報酬月額に対する保険料よりも高いことがわかった。

給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年8月を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月から 17 年 3 月まで

私がA社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、給与額に見合う標準報酬月額と比べて低額であり、正しくない。調査の上、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明のため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 9 月から 14 年 7 月までの期間及び同年 10 月から 15 年 12 月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 14 年 8 月及び同年 9 月並びに 16 年 1 月から 17 年 3 月までの期間については、申立人は 14 年 9 月及び 16 年 2 月から 17 年 4 月までの期間の給与支給明細書を所持していないことから、14 年 8 月及び 16 年 1 月については厚生年金保険料控除額を、また、14 年 9 月及び 16 年 2 月から 17 年 3 月までの期間については給与支給額を確認することができない。

このほか、当該期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月11日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年6月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年8月30日から19年2月25日まで  
② 昭和46年6月11日から同年8月1日まで

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社から提出された従業員名簿、経歴書、退職者台帳及び雇用保険被保険者記録並びにC健康保険組合の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年6月11日に同社から同社B工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和46年8月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届

け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月及び同年7月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人はA社（当時は、D社）に勤務していたと主張しているものの、同社から提出された従業員名簿、辞令一覧表、退職者台帳及び昭和32年2月6日付けの19年2月D社入社との記載がある履歴書並びにC健康保険組合の記録から判断すると、申立人は、同年同月26日に入社していることが確認できる上、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票及び労働者年金保険被保険者台帳によると、同年同月25日に資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、上記従業員名簿の経歴欄に、昭和16年5月から17年10月までE社（F市）との記載が確認でき、上記履歴書に、16年6月E社入社（Gに従事。）、18年同社退社との記載が確認できるところ、申立人の労働者年金保険被保険者台帳によると、E社（現在は、H社）における17年2月1日から同年5月4日までの記録及びE社I工場における同年同月5日から同年8月30日までの記録が確認できるところ、労働者年金保険法（17年1月1日制定）による保険料徴収開始日の同年6月1日から上記同年8月30日までの記録はオンライン記録で確認できるものの、申立期間①についての記録を確認することはできない。

さらに、H社によると、申立人の勤務形態や保険料控除の状況が確認できる資料は無かったとしている上、同社は、「申立人の上記履歴書にGと記載されていることから、申立人は、E社退職時は事務職であったと推測される。」としているところ、事務職が被保険者とされたのは、厚生年金保険法が施行となった昭和19年6月1日（保険料徴収開始日は同年10月1日。）からである。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（D社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から同年 6 月 16 日まで

昭和 28 年 5 月 1 日に A 社 B 支店から同社 C 支店に転勤し、引き続き同社に勤務したことは明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人に係る人事記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和28年5月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年6月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日は昭和20年5月6日、資格喪失日は同年12月1日であると認められることから、申立期間のうち当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月10日から20年12月1日まで

私は、A社の教習所に昭和18年2月1日から3か月間通い、同年5月からC職として約2年間勤務したが、同社における年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年5月6日から同年12月1日までの期間については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記載は確認できないが、20年5月6日に同被保険者資格を取得し、同年12月1日に標準報酬月額等級が改定されていることが確認できる。

また、A社の二人の元従業員についても、上記の被保険者名簿及びこれら元従業員それぞれの旧台帳により、申立人と同様に昭和20年5月に被保険者資格を取得し、同年12月1日に標準報酬月額等級が改定されているにもかかわらず、同資格喪失日は記載されていないところ、これら二人のうち一人については、B社の人事及び経理を担当するD社が保管している社員調書により、退職日が標準報酬月額等級の改定日(同年12月1日)より後の21年8月15日であることが確認できる。残る一人及び申立人については、社員調書が残っておらず退職日は不明であるが、上記の元従業員の記録を踏まえると、申立人は、少なくとも、20年12月1日まではA社に在籍してい



たことが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿及び旧台帳により、申立人と同様にA社で昭和20年5月に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員67人のうち16人については、当該被保険者名簿及び旧台帳に資格喪失日が記載されていないこと、また、67人のうち12人については、当該被保険者名簿及び旧台帳に資格取得日及び資格喪失日の記載が確認できるにもかかわらずオンライン記録が確認できないことから、社会保険事務所（当時）は、申立期間当時の同社に係る年金記録の管理を適正に行っていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和20年5月6日、資格喪失日は同年12月1日であると認められる。また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る前述の被保険者名簿及び旧台帳の記録から、60円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和19年10月10日から20年5月5日までの期間については、申立人を記憶している元従業員を確認することができない上、D社は当時の状況は不明であると回答しており、ほかに申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和19年10月10日から20年5月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月31日から同年9月1日まで

年金記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和50年8月31日となっているが、同社には当該資格喪失日まで勤務していたし、同年同月分の給与から厚生年金保険料が控除されているので、資格喪失日を同年9月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書により、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和50年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成11年1月22日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、15年12月5日の標準賞与額（10万円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間に係る同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を10万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

国（厚生労働省）の記録では、育児休業期間中に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。育児休業中であることから厚生年金保険料は免除されており、事業所は当該届出を失念したことを認めているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録により、申立人は、平成15年12月5日に同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録及びA社が保管する厚生年金保険育児休業取得者確認通知書により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、オンライン記録により、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成22年8月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第75条

の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳の記録における当該賞与額から、10万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月18日から22年9月1日まで期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を21年4月18日、資格喪失日に係る記録を22年9月1日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

私は、夫の遺族年金を受給しているが、夫の厚生年金保険の加入記録に漏れがある。引揚者給付金の書類によると、夫は、昭和16年4月27日にA社B事務所に着任し、19年6月12日には在職のまま現地召集を受け入隊し、20年9月1日に現地除隊後に帰任し、21年4月11日に引揚げにより本土に上陸し、以降はA社本店に勤務していたことが確認できる。しかし、厚生年金保険には、22年9月1日から加入したことになる。

詳しく調査の上、夫の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在職証明書により、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和21年4月18日から22年9月1日までの期間については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及び厚生年金保険被保険者名簿に、資格取得日が21年4月18日と記載されていること、資格喪失日及び標準報酬月額は記載されていないが、「郵」と記載されていることから、申立人は当時、団体郵便年金に加入していたことが確認できることから、社会保険庁(当時)は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)等に団体郵便年金加入の表示がある場合は、22年9月1日を限度として、厚生年金保険の被

保険者期間として認めることとしていたため、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格取得日は21年4月18日、同資格喪失日は22年9月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定により、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和19年10月1日から21年4月18日までの期間については、戦中、外地の従業員については、日本国内の事業所で厚生年金保険に加入した上での外地への出向でない限り、厚生年金保険法を適用しないこととされていたところ、A社が提出した在職証明書及び申立人の妻が提出した在外事実・引揚事実等に関する証明書によると、申立人は、厚生年金保険法施行前の16年4月27日に同社B事務所に着任したことが確認できる上、オンライン記録によると、同社本店が厚生年金保険の適用事業所となったのは19年6月1日であることが確認できることから、申立人は、赴任する前に、厚生年金保険に加入することはできなかったものと認められる。

また、上記の在外事実・引揚事実等に関する証明書によると、申立人は、昭和21年4月11日に本土に上陸したことが確認できることから、A社本店は、申立人について、上記の旧台帳及び被保険者名簿に記載されている被保険者資格取得日である同年同月18日に、初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得させる手続を行ったと考えられる。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年4月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和19年10月1日から21年4月18日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年5月2日まで

私は、昭和63年3月1日付けの辞令により、A社本社から同社B支店に異動となり、同年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続が行われていたと聞いていたが、申立期間の年金記録が欠落している。継続して勤務し給料から保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、賃金台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された人事記録によると、昭和63年3月1日とされているが、オンライン記録によると、異動前の本社に係る資格喪失日は同年4月1日である上、同社では、「B支店の資格取得時の手続が誤っていた。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対

し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月18日から同年4月1日まで

私は、昭和42年3月18日付けでA社B支店勤務の発令を受け、同日から同支店の職員となったが、同支店の資格取得日は同年4月1日になっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された職員原簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和42年3月18日に同社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店及び同社D支店における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和23年4月1日及び25年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額をそれぞれ600円及び8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から同年8月1日まで  
② 昭和25年5月10日から同年6月14日まで

夫は、昭和22年4月1日にA社に入社し、53年\*月\*日に定年退職するまで継続して勤務していたが、年金記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年4月1日に同社E支店から同社C支店に異動、25年5月10日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店及び同社D支店に係る昭和23年8月及び25年6月の社会保険出張所（当時）の記録から、それぞれ600円及び8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は

無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年10月及び同年11月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から15年9月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、平成5年10月から15年8月までの期間について、国（厚生労働省）に記録されている標準報酬月額が、給与支給明細書に記載されている給与支給額に見合った金額になっていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の破産管財人は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から10年9月までの期間、同年12月、11年3月から同年9月までの期間、同年12月から12年9月までの期間、同年11月及び同年12月、13年4月から同年9月までの期間、同年12月から14年9月までの期間並びに同年12月については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額かそれを下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成10年10月及び同年11月、11年1月及び同年2月、同年10月及び同年11月、12年10月、13年1月から同年3月までの期間、14年10月及び同年11月並びに15年1月から同年8月までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで

私は、65 歳になったときに年金受給権発生の通知が届いたので、A 市役所に行ったら、B 社（現在は、C 社）に勤めていた期間の厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。D 社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、約 2 年後（平成 16 年 8 月）に届いた回答書には、脱退手当金の支給記録がある旨が記されていた。私には、脱退手当金を受け取った覚えはない。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る B 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 20 か月後の昭和 38 年 6 月 17 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の同被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立人の婚姻後約 7 か月後に支給決定されているが、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は旧姓のままであることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの期間、同年3月から41年3月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、59年4月から同年12月までの期間及び62年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年2月まで  
② 昭和40年3月から41年3月まで  
③ 昭和56年1月から同年3月まで  
④ 昭和59年4月から同年12月まで  
⑤ 昭和62年11月

A市B地区に居住していた間、国民年金手帳記号番号の手続ができないまま、気になりながらも集金人に国民年金保険料を納付していた。

C市では、昭和39年か40年頃、新しい手帳記号番号を取得し、集金人に付加保険料も含めて納付していたが、その記録もないので、B地区の未納期間と併せてよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間当初の国民年金保険料を、A市B地区に居住した当時から、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人は、同市D地区及び同市B地区で国民年金の加入手続を行った記憶は無く、具体的な納付の状況及び保険料額の記憶も無い上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はC市に移動後の昭和41年7月頃に払い出されていることが確認でき、それ以前に、上記とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人はA市B地区からC市への住所移動は昭和39年から40年頃であったと主張しているが、戸籍の附票によると、当該移動は41年4月21日であることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳の最初の住所欄に

もC市の住所が記載されており、国民年金の資格取得日は40年3月1日と記録されている上、C市の国民年金被保険者名簿における資格取得日と一致していることが確認できることから、申立期間①は未加入期間であることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、C市への住所移動後、再度、国民年金の加入手続を行い、毎月、定額保険料と付加保険料を併せて集金人に納付していたと主張しているところ、上記払出しの状況から、当該払出しの時点において、申立期間②は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は2か月以上の保険料をまとめて納付したことは無いと供述している上、付加保険料（制度創設当初は、所得比例制保険料）の納付が開始となったのは、申立期間②以降の昭和45年10月である。

また、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②は未納であることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致している。

- 3 申立期間③及び④について、C市の国民年金被保険者名簿の資格記録を見ると、国民年金被保険者として「昭和53年11月1日資格喪失」、「56年4月16日資格取得」、「57年4月7日資格喪失」、及び「60年4月2日資格取得」と記録されており、申立期間③及び④はいずれも未加入期間であることが確認でき、国民年金被保険者台帳の資格記録と一致している。
- 4 申立期間⑤について、1か月と短期間であるものの、申立人は、当該月の国民年金保険料を納付した覚えはないと供述している上、申立人の夫についても、当該月の保険料は未納である。
- 5 このほか、申立人が申立期間①から⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成3年3月まで

当時、私は学生であったが、私の父は、会社の総務部門に在籍しており、年金に詳しく、父が私の国民年金の加入手続と納付を行ってくれた。

ねんきん特別便を見ると、申立期間の年金記録が無いことが分かったが、私が就職するまでの間は、父が私の国民年金保険料を納付し続けていてくれていたにもかかわらず、未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となった頃に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を検証したところ、申立人の同手帳記号番号の前後に平成6年4月に20歳到達による新規適用者が確認できることから、申立人の同手帳記号番号は同年同月に払い出されたものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は、平成5年9月1日と記録されており、申立期間は未加入期間とされていることが確認できることから、制度上、申立期間の保険料は納付できない。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時の国民年金保険料は、郵便局で、はがき形式の納付書により納付していたと主張しているところ、A市によると、その当時、国民年金保険料は郵便局で納付できなかったとしている上、年度途中に国民年金に加入した際、同市から送付する納付書は4連のものであり、年度当初に送付する納付書はブック形式だったとしていることから、申立人の母

親の記憶する納付方法とも相違する。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は中学校を卒業後、昭和39年12月までA市の個人商店に勤務しており、同店の社長から国民年金に加入するように勧められ、社長に国民年金の加入手続をしてもらった。

その後、保険料の100円を毎月の給与から社長に支払い、国民年金手帳への印紙検認方式により、社長が集金人に保険料を納付してくれていたが、昭和40年1月に実家に戻った後は、母が私の保険料を納付してくれていた。

年金記録を確認したところ、昭和36年4月から39年12月までが未納とされており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年当初に、元雇用主に国民年金の加入手続を行ってもらい、加入手続後の保険料は、元雇用主に保険料を渡し、元雇用主が集金人に納付してくれていたと主張しているところ、その元雇用主は既に死亡しており、当時の納付状況等が確認できない。

また、申立期間当時、A市を管轄していたB社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、元雇用主の国民年金手帳記号番号と2番違いで、申立人と推認される氏名の同手帳記号番号が昭和35年12月22日に払い出されており、同手帳記号番号の保管区分欄に「誤」の押印が確認できるところ、申立人の住民票の除票によると、申立人は35年11月にA市からC市へ住所異動していることが確認できることから、同手帳記号番号が払い出された時点において、既に同住所地に居住していないことが確認できたため、A市において、誤払出しとして同手帳記号番号が取り消されたものと考えるのが自然である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はC市で払い出されていることが確認できるところ、当該記号番号が記載された同市の国民年金被保険者名簿によると、検認記録欄の昭和36年4月から37年9月までに「届出前消滅」の押印が確認でき、同年10月から39年12月までは空欄であり、申立期間に係る納付が確認できない上、国民年金被保険者台帳の納付記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年10月までの期間及び同年11月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年10月まで  
② 昭和50年11月から52年3月まで

私は、昭和43年10月\*日に結婚して、A県B市からC市D区E町に移り住んだが、同年11月に同市F区G町の住居を兼ねた店舗でH店を夫婦で始めた。その後、50年に自宅を同区I町に移し、52年に店舗を同市J区K町に移した。

国民年金の加入は、夫がC市F区役所で私の国民健康保険の加入手続の際に行ったので、私には、はっきりとした記憶は無いが、夫によると、同区役所で加入手続を行った際に、数か月分をまとめて国民年金保険料を納めたことを記憶していた。保険料の納付は、送られてきた納付書で納めていた記憶があったが、当時、近くに住んでいた義姉から集金で納めていた話を聞き、集金に来ていたことも思い出したが詳しく覚えていない。

夫婦共に働き、昼夜問わず一緒に生活してきたが、申立期間に夫だけ保険料を納めていて、私の分が未納となっていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月15日から同年9月7日までの間に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年7月及び同年8月の時期に加入手続を行ったものと推認できる上、申立人に係るC市の国民年金収滞納一覧表は昭和52年度分から確認でき、その記録内容によると、昭和52年8月に新規で被保険者資格を取得しているこ

とから、申立期間①のうち 50 年 3 月以前の期間は、既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時期からみて、申立期間①のうち昭和 50 年 4 月以降の期間及び申立期間②については、過年度納付が可能であったが、申立人は、国民年金保険料を過年度納付したと主張しておらず、申立人の夫も、国民年金の加入手続時に数か月分の保険料を納付したとしているものの、複数年分の保険料を過年度納付したと主張していない。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している上、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

加えて、申立人が所持する年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に使用されていたオレンジ色の表紙の手帳のみであり、当該手帳の住所欄には、50 年 11 月以降の住所地である C 市 F 区 I 町以降の記載が確認でき、申立人はほかに国民年金手帳を所持していないとしている上、申立人の特殊台帳においても同住所地以降についての記載が確認できることから、申立期間①は、当初、被保険者期間とされていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人及びその夫が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 2314

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月

私は、A事業所で3年間働いていた。いずれも契約が4月1日から3月30日までだったため、毎年3月31日に、国民年金の加入手続のためB市役所に行っていた。平成13年3月だけ未加入とされているが、3年間同じ状況だったため、加入手続を行っていないはずはないので、第三者委員会に申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年3月31日以降に、B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を同市役所か金融機関で納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格取得の届出が行われていないことに伴う加入勧奨状が、同年8月23日に作成されていることから、この時点においては国民年金に未加入であることが確認できる。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務は電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられるところ、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されており、申立人が保険料の納付を行えたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年12月まで

私は、長女が生まれた昭和36年に、夫が加入手続を行って来て国民年金に加入した。その後、9年たった45年10月に、それまで自宅に集金に来ていた集金人から付加年金制度ができたことを教えられ、将来のことを考え、すぐに私一人が付加年金に加入した。

ねんきん特別便が自宅に届き、付加保険料の納付記録が昭和52年1月からとなっていることを知り、大変驚いた。詳しく調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳によれば、申立人及びその夫は、国民年金付加保険料の申出を昭和52年1月25日に行っている記載が確認できる上、夫婦共に、申立期間は定額保険料の納付記録のみとなっており、付加保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人に係るA県B町の国民年金被保険者名簿及びC市の国民年金マスターチェックリストによれば、昭和52年1月以降に国民年金付加保険料を納付している記録が確認できるものの、申立期間に付加保険料を納付したとする記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、D市役所の窓口で国民年金付加保険料も含まれた納付書により保険料を納付していたとしており、同市においても、申立期間のうち、昭和48年4月以降は、定額保険料と付加保険料の合計額を納付額とした納付書を発行していたとしていることから、当該期間において、付加保険料のみ長期にわたり未納となる事務過誤が発生したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納



付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成元年6月まで  
私が20歳になった頃、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、納付場所は定かではないが、母が私の国民年金保険料を納付書で納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年\*月頃に、A市役所で、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月10日に払い出されており、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者台帳によると、昭和61年8月20日付け資格取得の届出年月日欄には「030603」と記載されており、その届出が平成3年6月3日に行われたことが確認できるところ、申立人の主張する加入時期とは相違する上、当該届出日において、申立期間のうち、昭和61年8月から平成元年4月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、上記A市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 60 年 2 月まで

私が、20 歳になった昭和 54 年頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その際に受け取った年金手帳は現在も所持しており、これまで交付を受けた同手帳はこの 1 冊だけである。これまでの保険料納付は全て C 銀行（現在は、D 銀行）E 支店の口座から、毎月、振替により納付していたと思う。

私は、結婚してから現在に至るまで姓を数回変更したことがあり、また、平成 9 年 1 月に社会保険事務所（当時）から送付された基礎年金番号通知書の性別が誤っていたこともあったので、何らかの事務処理ミスにより、申立期間の年金記録が消えたのではないかと思う。申立期間の保険料納付記録が無く、未納とされていることについてもう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を銀行の口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 3 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容と符合しない。

また、A 市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、昭和 60 年 3 月 5 日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、当該日付は特殊台帳の資格取得年月日と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は被保険者として取り扱われておらず、納付書が発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、これまで受け取った年金手帳は昭和 54 年頃に交付を受け、現在も所持する 1 冊のみであると主張しているが、当該年金手帳の住所欄を見ると、申立期間終期である 59 年 5 月以降の住所が記載されていることが確認できる。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年12月まで

私は昭和49年11月から任意加入し、国民年金保険料を支払っていたが、夫から、老後のために、付加保険料を支払った方がよいと言われたので、51年1月4日に申出を行い、付加保険料の納付を始めた。私が所持している国民年金手帳に、51年1月4日と日付が記載してあるのが証拠である。送られてきた納付書を、近くのA郵便局に持っていき、納付していたことを覚えている。しっかり調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る特殊台帳の「摘要」欄には、国民年金付加保険料の納付開始を示す日付として「52. 1. 4」と記載されている上、昭和51年度の検認欄には、4月から12月までの欄に、定額保険料のみの納付を示す「納」が押印されており、1月から3月までの欄に、付加保険料の納付を示す「付」及び「納」が押印されていることが確認できる。

また、申立人が申立期間後に転居したB市の国民年金台帳においても、付加保険加入欄に「S52. 1. 4」の記載が確認できる上、同時期以降に国民年金付加保険料の納付記録が確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、「付加保険料を納付する者となる申出」欄に、昭和51年1月4日と記載されていることが確認できるものの、申立人は、同手帳の記入は、全て市役所の職員が記入したものであり、申立人が記入した箇所は無いとしており、申立人が同時期に居住していたC市においても、同手帳の当該欄への記入は、原則として、同市役所の窓口で担当者が付加保険料の申出手続を行った日を記入していたとしている。これについて、

同欄に記載されている上記日付は日曜日であったことが認められ、同市役所では、日曜日は開庁していないとしていることから、申立人が同日に付加保険料の申出を行ったと考えるのは不自然である。

加えて、特殊台帳、B市の国民年金台帳及びオンライン記録において、申立人が国民年金付加保険料の納付開始を示す日として記録されている昭和52年1月4日は火曜日であり、C市役所は開庁していたと認められることから、申立人は同日に付加保険料の申出を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

夫は、昭和49年9月にA社を設立したが、52年9月までB社に籍は残し、社会保険の加入を続けていた。同年10月に社会保険から国民年金に切り替えるために、C市D支所で夫婦一緒に加入手続をした。それ以後、夫婦の保険料は、送られてきた納付書で、私が一緒に金融機関で納付していた。年金の大切さは十分に理解していたので、加入した時点で未納にすることはあり得ない。当時、会社の経営も順調で軌道に乗っており、保険料を納付する上で特に問題は無かった。

これまで、納税など全てに関して一度も滞納した覚えは無く、現在の記録に納付できないので、よく調べて、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和55年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、C市の国民年金手帳払出簿によると、同年6月30日の払い出しが確認できることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の同手帳を所持していたとする主張は無い上、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人が昭和52年10月頃に国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、加入手続後の国民年金保険料は、送られてきた納付書で夫婦分一緒に納付していたと主張しているものの、申立期間について、申立人の夫も未納である。

加えて、C市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から41年3月まで  
昭和41年9月頃、亡くなった私の父親が町内の役員をしていたこともあり、A県B市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。当時の保険料は1か月200円であり、1年間分は父親が納付してくれたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年9月頃、申立人の父親がB市役所で、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料(1か月200円)を納付してくれていたと思うと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月5日に払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるものの、申立人が主張する国民年金保険料額と申立期間当時の保険料額とは相違する上、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立期間の未納を表す「0000」と記載されていることが確認できる。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索をしたが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年7月まで

私は、昭和45年8月に会社を退職し、自営するようになったので、A町役場B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で保険料を納付してきた。年金記録を確認したところ、1年間の記録が無いとされていることが分かった。私が1年間も年金の加入手続を行わずに放っておくとは考えられず、証拠となるものは無いが、記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月に会社を退職した際に、A町役場B支所で国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、A町の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立人は、同年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、被保険者として取り扱われておらず、遡って保険料を納付できない期間である。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成5年5月まで

私は、昭和63年6月に永年勤めたA事業所を退職し、B町(現在は、C町)役場で国民年金の加入手続と一緒に保険料の口座振替の手続を行った。私は年金を通常より早めに受給し、減額された年金を受け取っていたので、国民年金に加入して年金額を増やす必要があった。また、私が60歳になった時、年齢到達による期間満了の通知を受け取った記憶がある。申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことを知ったが、現在所持している私名義の預金通帳には、国民年金保険料を口座振替で納付した記録が残っている。記録が無いと言われても、これだけ確かな証拠(通帳記帳)があるので納付できない。調査の上、記録訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年6月頃にB町役場で国民年金の加入手続を行い、申立人名義の口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、昭和63年7月1日にD共済組合の組合員資格を喪失したことが確認できるものの、国民年金保険料納付の前提となる申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、申立期間は未加入期間となることから、申立人は国民年金被保険者として取り扱われておらず、保険料を納付することができない。

また、申立人から提出された昭和63年6月から平成6年5月16日までの申立人名義の金融機関の預金通帳の取引履歴には、昭和63年6月30日及び同年8月2日に当時の1か月分の国民年金保険料額である7,700円が記帳されているものの、当該金融機関によると、同保険料の口座振替の取扱いは、当月分

の保険料を翌月末に処理していたとしている上、上記の預金通帳には、申立期間後の国民年金保険料についても口座振替されていることが確認できることから、これらの記録は、申立人に係る申立期間の保険料ではないと認められ、さらに、上記の預金通帳では、申立期間 59 か月のうち、46 か月について保険料の口座振替が確認できないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したことはうかがえず、ほかに、申立期間に申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から41年7月まで

昭和38年2月頃、亡くなった父親がA町(現在は、B市)役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町内会の集金人に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年2月頃、申立人の父親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年11月から41年3月まで

私は、昭和37年11月に婚姻し、その後、国民年金保険料を納付し始めた。毎月、家に来た集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、年金記録を確認すると、申立期間は、夫が納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いものの、婚姻した昭和37年11月頃から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、国民年金保険料の納付を行うためには、国民年金手帳記号番号が必要となる所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、40年10月25日に払出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの時点において、申立期間のうち昭和38年6月以前の保険料は時効により納付できない期間であり、同年7月から40年3月までの保険料は過年度納付が可能な期間であるところ、A市の国民年金被保険者名簿によると、検認記録は昭和40年度から記載されており、同年度の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳の記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和49年9月にA社を設立したが、52年9月までB社に籍は残し、社会保険の加入を続けていた。同年10月に社会保険から国民年金に切り替えるために、妻がC市D支所で夫婦一緒に加入手続をした。それ以後、夫婦の保険料は、送られてきた納付書で、妻と一緒に金融機関で納付していた。年金の大切さは十分に理解していたので、加入した時点で未納にすることはあり得ない。当時、会社の経営も順調で軌道に乗っており、保険料を納付する上で特に問題は無かった。

これまで、納税など全てに関して一度も滞納した覚えは無く、現在の記録に納得できないので、よく調べて、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和55年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、C市の国民年金手帳払出簿によると、同年6月30日の払い出しが確認できることから、申立人の妻はこの頃に夫婦の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻は、現在所持する申立人の年金手帳以外の同手帳を所持していたとする主張は無い上、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立人の妻が昭和52年10月頃に国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、加入手続後の国民年金保険料は、送られてきた納付

書で夫婦分一緒に納付していたと主張しているものの、申立期間について、申立人の妻も未納である。

加えて、C市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 26 日から同年 11 月 30 日まで

私は、昭和 47 年 9 月 1 日に A 社に入社し、約 3 か月間勤務していたが、年金記録では同年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになる。同年 9 月及び同年 10 月の給料支払明細書があり、各月の給料から厚生年金保険料が控除されているので、年金加入記録が 1 か月しか無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社の昭和 47 年 9 月及び同年 10 月の給料支払明細書により、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていること（当月控除）及び同社の給与の締日は毎月 20 日であることが確認できる。

しかし、A 社は既に廃業しており、当時の元事業主の所在が確認できない上、複数の元従業員に照会しても、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は申立期間始期の昭和 47 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨が記載されている上、備考欄には健康保険証を返却したことを示す「証返」の記載も確認できる。

さらに、元従業員の一人は、「自身の退職日と資格喪失日は一致していたと思う。」と証言している。

なお、厚生年金保険法第 19 条には、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、

申立人の被保険者資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和 47 年 10 月 26 日であり、申立人の主張する同年 10 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 24 日から 42 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月から 43 年 12 月まで A 事業所に勤務した。それにもかかわらず、41 年 3 月 24 日から 42 年 11 月 1 日まで、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においても継続して A 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主（既に死亡）の親族は、「事業主は、税務署の人も驚くほど、きっちりとした性格で、従業員の厚生年金保険を理由無しに途中で切るようなことをする人ではない。」と供述しているところ、元同僚の一人は、「申立人は、家族の病気の看病のために、一度、会社を辞めたことがあったように思う。」と証言している。

また、A 事業所は既に廃業しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

さらに、A 事業所に係るオンライン記録において、厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立期間を含む昭和 36 年から 42 年にかけて、申立人同様に被保険者記録の欠落が 6 人の従業員に確認できるところ、当該 6 人（うち一人は既に死亡）のうち 3 人はそれぞれの事情により被保険者記録の欠落があることを認めており、残りの一人は欠落期間において他の事業所での被保険者記録が確認でき、他の一人は、「当時の記憶はあまり無いが、継続して勤務していたように思う。」と回答しているものの、自身の被保険者記録の欠落を認めている上記 3 人のうち一人が当該元従業員と同じ頃に一度辞めたことと証言していること等から、これら従業員の被保険者記録の欠落に不自然な事情はうか

がえない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 10 日から同年 11 月 26 日まで

私は、昭和 55 年 1 月頃、正社員としてA社（現在は、B社）に入社し、56 年 5 月に結婚のため退社した。同社に勤務していた期間中、一般事務で仕事内容も変わらなかったのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 1 月頃、A社に正社員として入社した。」と主張している。

しかしながら、B社では、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等は保管しておらず、申立人の勤務形態等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員のうち 24 人に照会したところ、回答のあった 15 人のうち 9 人は、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」旨証言している一方、6 人が「同社で勤務を始めた時期と厚生年金保険の加入時期が相違する。」旨証言している。

さらに、上記 6 人のうちの一人は「見習期間があった。」と証言しており、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所において、昭和 55 年 11 月 26 日に同保険の被保険者資格を取得し、56 年 5 月 25 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から 63 年 7 月 26 日まで

私は、昭和 62 年 8 月頃から平成元年 8 月 26 日まで A 県 B 市の C 事業所において継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 8 月頃から A 県 B 市の C 事業所で勤務した。」と主張している。

しかしながら、C 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、事業主の親族である元役員は、「C 事業所の賃金台帳や人事記録等の書類は何も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚及び上記の元役員に照会したものの、いずれも「申立人が C 事業所で勤務を始めた時期は分からない。」と証言している。

さらに、C 事業所の元同僚の一人が「申立人は、他県に修業に行っていた事業主の息子と一緒に来た」と聞いたことがある。」と証言しており、上記の元役員も「事業主の息子が申立人を連れてきた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該事業主の息子は、申立人の C 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 63 年 7 月 26 日に、D 県内の別の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、1 か月後の同年 8 月 26 日に C 事業所において同資格を取得していることが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の同保険の資格取得日は昭和 63

年7月26日、離職日は平成元年8月25日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する上、C事業所の申立期間当時の事務担当者は「厚生年金保険と雇用保険は一体のもので、同時に手続を行っていた。厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除することはない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 2 日から 43 年 12 月 30 日まで

私は、A社B営業所に昭和 37 年 9 月に入社し、43 年 12 月 30 日までの約 8 年間、C職として勤務したが、40 年 3 月 2 日以後の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社B営業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる元従業員 11 人（申立期間に同社同営業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した 9 人を含む。）及び申立人と同様に昭和 40 年 2 月 1 日に同社同営業所で同被保険者資格を喪失し、同社D営業所で同被保険者資格を取得している元従業員 19 人の計 30 人に照会したところ、うち 4 人が「申立人を記憶している。」と証言しているが、いずれも「申立人が申立期間においても同社で勤務していたかどうかは、記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定できない。

また、上記のA社の元従業員 30 人（同社B営業所 11 人、同社D営業所 19 人）のうち 17 人は、「自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致する。」と証言している（残る二人は、記憶無し及び無回答）。

さらに、申立人は、「昭和 43 年 12 月 30 日にA社を退職するまで、E市Fにある同社B営業所に勤務していた。」と供述しているが、適用事業所名簿によると、同社同営業所は、42 年 9 月 16 日付けでE市Gに移転していることが確認できる上、元従業員も「42 年頃、営業所が移転した。」と証言しており、申立人の供述と一致しない。

このほか、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録も確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 18 日から 32 年 5 月 6 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月 1 日から 34 年 12 月 20 日まで、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、31 年 11 月 18 日から 32 年 5 月 6 日までの年金記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同郷かつ同級生で、一緒に集団就職により A社で勤務したとする元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほか 14 人が、昭和 31 年 8 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、そのうち 8 人が、申立人と同様に同年 11 月 18 日（申立期間始期）に同資格を喪失していることが確認できる上、当該 8 人のうち 3 人は、「資格喪失日以後も当該事業所で勤務していた。」と証言していることから、同社では、一部の従業員について、在職中に同被保険者資格を一旦、喪失させていたことがうかがえる。

また、上記とは別の元同僚は、「私は、申立人とは同郷で寮も同室だった。昭和 31 年秋頃に退職したが、その少し前に、社長と事務担当者が寮の部屋に来て、厚生年金保険に加入するかどうか、皆に尋ねていたのを覚えている。」と証言しているところ、当該元同僚が同室であったとする他の 4 人（申立人及び上記の申立人の勤務について証言した元同僚を含む。）全員が、31 年 11 月 18 日に資格喪失していることが確認できる上、上記の申立人の勤務について証言した元同僚の一人は、「資格喪失後に厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、「資格喪失

31.11.18」と、オンライン記録と一致する記載がある上、厚生年金保険手帳番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得時（申立期間終期の昭和 32 年 5 月 6 日）には、新たな年金番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 9 月 30 日まで

私は、中学を卒業後の昭和 33 年 5 月から 1 年間、A 社の敷地内にあった、同社の下請業者の B 社に勤務し（申立期間①）、その後、34 年 5 月から 36 年 9 月までは、C 社で勤務していた（申立期間②）が、これらの期間の年金記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は、「A 社の敷地内にあった B 社で勤務した。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、B 社は厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない上、A 社についても、申立人の主張する所在地に商業登記簿は確認できたものの適用事業所であったことは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局においても B 社の商業登記簿は見当たらない上、申立人は事業主や同僚の名前を記憶していないため、それらの者に聞き取り調査等を行うことができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

### 2 申立期間②については、オンライン記録により、昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日までの期間について C 社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる申立人の夫及び義姉の証言から、申立人が、申立期間のうち 34 年 5 月 1 日から 36 年 8 月 1 日までの期間については、同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿も確認できず、事業主の所在が確認できないため、申立人の厚生年

金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の供述並びに申立人の夫及び義姉等元従業員の証言から、申立期間②当時、C社には16人から20人ほどの従業員が在籍していたと考えられるが、オンライン記録により当該期間における厚生年金保険被保険者数は8人又は9人であることから、当時、当該事業所では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月及び同年 9 月  
② 昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月まで  
③ 昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間③についてはC社に勤務し、それぞれの会社で厚生年金保険に加入していたように思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D製品の運送をしていた。」とA社における業務内容を具体的に記憶している上、同社の元取締役が「D製品は臨時的な業務として運搬していたことがある。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間①当時、一緒に勤務していたとする元同僚の名前を記憶していないことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する 14 人に照会したところ、7人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間①当時、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員が、「入社後 1 か月してから厚生年金保険に加入した。」「厚生年金保険の加入は、本人の希望であった。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いでは

なかったことがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記録では、A社を退職後に勤務したとするE社において、申立期間①直後の昭和45年10月1日に被保険者資格を取得しているものの、雇用保険被保険者記録では、同年9月21日に同社で被保険者資格を取得しており、申立期間内に別の事業所における勤務期間を確認することができる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無い上、健康保険の被保険者番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②については、元従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間②当時、一緒に勤務していたとする元同僚の名前を記憶していない上、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から回答を得ることができないことから、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間②当時、B社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する複数の元従業員が、「厚生年金保険は入社後一定の期間（約2から3か月後）を経て加入した。」と証言していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記録では、B社を退職後に勤務したとするF社（現在は、G社）において、申立期間②直後の昭和46年5月1日に被保険者資格を取得しているものの、雇用保険被保険者記録では、同年2月10日にF社で被保険者資格を取得しており、申立期間内に別の事業所における勤務期間を確認することができる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無い上、健康保険の被保険者番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、「H市I区J町にあったC社で勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録では、K県内でC社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、所在地を管轄する法務局において法人登記も見当たらない。

なお、類似する名称のL社の事業所所在地及び業務内容などが、申立人が勤務していたと記憶するC社と一致しており、申立人の勤務していた事業所は、C社ではなくL社であった可能性がうかがえることから、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員14人に照会したところ、10人から回答があったものの、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務期間及び勤務状況について確認することができない。



また、申立人の厚生年金保険被保険者記録では、C社を退職後に勤務したとするM社において、申立期間③直後の昭和48年4月1日に被保険者資格を取得しているものの、雇用保険被保険者記録では、同年2月5日に同社で被保険者資格を取得しており、申立期間内に別の事業所における勤務期間を確認することができる。

さらに、L社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は無い上、健康保険の被保険者番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

4 申立期間①から③までに係る全ての事業所が、N厚生年金基金に加入（各事業所の当該基金加入日は、いずれも昭和45年12月1日）しており、同基金に申立人の加入記録を照会したところ、「申立人の当基金における被保険者期間は、申立期間①から③までの期間を除く申立事業所以外の3つの事業所（F社、O社及びP社）に係る加入記録は確認できるものの、申立人の申立期間①から③までにおける当基金の加入記録は無い。」と回答しており、同基金で確認できた加入記録は申立人のオンライン記録と一致している。

5 このほか、申立人の申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月25日から28年1月1日まで

私は、A社において、昭和23年1月から27年12月末まで就業していた。当時、就業については、年の初めから年末までの年間の契約であり、私は、現場の頭と言われる長と口頭により、23年1月から27年12月末までの5年間、毎年、契約を変えて就業していたので、同社における厚生年金保険被保険者期間は60か月になるはずなのに、59か月しか無い。資格喪失日を28年1月1日に訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和23年1月から27年12月末までの5年間、A社で継続して勤務していたが、資格喪失日が27年12月25日となっており、同月分の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に解散している上、申立期間当時の役員9人は、いずれも連絡先不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社の元従業員の一人は、「12月及び1月は仕事無く暇だった。給料は25日締め切り、28日支払いだった。」と証言しており、申立人と同日の昭和27年12月25日に同社に係る被保険者資格を喪失している別の元従業員は、「冬季は暇だったので、年末の仕事終わりは25日ぐらいだった。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の昭和23年1月1日に被保険者資格を取得した569人のうち、12月に被保険者資格を喪失している者について調査したところ、23年は55人、24年は

30人、25年は84人、26年は33人、27年は22人、28年は14人がそれぞれ12月25日付けで資格喪失していることが確認できる一方、翌月1日（翌年の1月1日）に資格喪失している者は見当たらない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3240 (事案 1524 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 4 月 15 日まで

私は、A社B支社に昭和 16 年 4 月 1 日に入社し、17 年 6 月からはC、19 年 1 月からはDにおいて同社の事業所にそれぞれ勤務し、20 年 4 月 15 日に召集された後、21 年 5 月 23 日に退職するまでの間、同社に継続して勤務していたが、共済組合の記録が確認できる期間を除く 18 年 7 月 1 日から 20 年 4 月 15 日までの間が空白になっていることに納得できない。

今回、新たに当時の同僚の記録やA社の資料を提出するので、もう一度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 当該事業所は、既に解散していることから申立人の外地勤務における労働者保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと、ii) 当該事業所は、労働者年金保険法が完全施行された昭和 17 年 6 月 1 日時点では、申立人が外地に転勤後も引き続き被保険者として取り扱っていたが、18 年 7 月 1 日の時点で、外地に勤務していた他の元同僚らと同様に同日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 3 月 15 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「新たに当時の同僚の記録やA社の資料を提出するので、もう一度調査してほしい。」と主張して、再度申し立てている。

しかしながら、申立人が新たに名前を挙げた元同僚 7 人について、そのうちの二人は、申立人とは異なり A 社 E 支社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、残る 5 人は同社 B 支店における被保険者記録は確認でき、その

うちの二人は申立期間においても被保険者記録が確認できるものの、一人は、「申立人と異なり内地勤務であった。」と供述しており、もう一人は連絡先が不明であるため聞き取りはできないが、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該元従業員の欄には、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨を規定した旧厚生年金保険法第 59 条の 2 を意味するものと考えられる「59. 2」の記載が確認できることから軍歴期間があったものと推認できることから、二人とも申立人とは勤務実態が異なっていたと考えられる。

また、上記の元従業員 5 人のうち残る 3 人の A 社 B 支社における厚生年金保険被保険者記録によると、3 人は申立人と同様に昭和 17 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、18 年 7 月又は同年 9 月に同資格をそれぞれ喪失していることが確認できる上、3 人とも死亡しているか又は連絡先が不明であり、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 6 月 25 日から 22 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 14 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、事務職として勤務し、22 年 2 月 28 日に退社した。しかし、厚生年金保険の記録によると、同社に係る被保険者記録は、21 年 6 月 25 日で切れており、社会保険事務所（当時）に異議を申し立てても「そのようになっているから。」と言われ、その理由の説明が無かった。資格喪失日は不自然な日付であると思うので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された辞令により、申立人が昭和 22 年 1 月 15 日付けで依願退職していることが確認できることから、申立人が同日まで当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「上記の辞令のほかに、申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人と同じ課に勤務していたとみられる女性従業員二人を含む複数の被保険者が、申立人と同日の昭和 21 年 6 月 25 日に資格喪失していることが確認できる上、当該二人は 22 年 6 月 16 日に、B 社 C 支店で再度同被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立期間を含む同日までの被保険者記録は見当たらないことから、A 社では、何らかの理由により、複数の従業員の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 19 日から同年 11 月 10 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 1 日から 37 年 12 月 26 日まで

申立期間は脱退手当金を受給した記録になっているが、私は受給した記憶が無い。もう一度確認願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

年金手帳記号番号払出簿によると、処理日の記載は無いものの、申立人の欄の備考に「氏名変更」及び「生年月日訂正」と記載され、申立人の姓が「A」に変更されている上、生年月日も昭和 16 年\*月\*日に訂正されていることが確認できる。申立人の脱退手当金は、39 年 5 月 22 日に支給決定されており、申立人は B 社を 37 年 12 月 25 日に退職し、38 年 1 月\*日に婚姻により改姓しているため、当該脱退手当金を裁定請求する場合には、改正後の氏名で請求したと考えられ、その際、社会保険事務所（当時）において生年月日の相違が確認されたため、同時に当該訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 8 月 21 日まで

私は、A社に昭和 31 年 5 月 1 日付けで正社員入社し、35 年 3 月 31 日まで勤務したが、31 年 5 月 1 日から 34 年 8 月 21 日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間において期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社で被保険者資格を有する元従業員で、所在が確認できた 14 人に、自身の入社時期と厚生年金保険の加入時期について照会し、回答のあった 7 人全員の入社日と資格取得日に 4 か月から 40 か月の差が認められるところ、そのうちの 3 人は、「正社員で入社したと思っていたが、後に、入社 2 年後に資格取得したことを知った。」、「昭和 33 年 10 月頃入社したが、厚生年金保険には 34 年 8 月 21 日に加入している。」、「入社後 1 年半ほど未加入期間があった。」とそれぞれ証言していることから、申立期間当時、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、申立期間当時の事業主、工場長及び事務担当者は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社の現在の事業主は、「申立人の入社年月日、年金加入日については、関係資料が一切残っておらず、申立てどおりの届出を行ったか否か、また、申立期間に係る保険料納付の有無は不明であるが、申立人とほぼ同時期に

入社し、約8年前に退職した元従業員（入社日は昭和31年4月1日）については、厚生年金保険の資格取得日を34年8月21日と届出しており、資格取得日以前の期間は保険料を徴収していなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年9月1日まで

私は、A社に昭和37年4月1日付けで正社員入社し、39年9月30日まで勤務したが、37年4月1日から38年9月1日までの間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立期間において期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和38年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同保険の適用事業所となる前の期間である上、複数の元同僚は、「37年4月頃に申立人より少し遅れて正社員入社し、その時保険加入したと思っていたが、会社は設立準備期間後発足したので、自分の年金加入記録が38年9月1日となっているのであれば、それ以前に保険料は控除されていなかったと思う。」、「申立人と同じ頃入社したが、会社は発足準備期間の後に体制が整って発足し、厚生年金保険の適用を受けたと思う。厚生年金保険には入社後一定期間経過後加入したので、それ以前に保険料は控除されていなかった。」とそれぞれ証言している。

また、A社は既に廃業しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 8 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 5 月 1 日から 33 年 6 月末まで A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、31 年 7 月 1 日から 32 年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

また、昭和 58 年 8 月 1 日から平成 15 年 2 月末まで B 社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 58 年 8 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「A社に継続して勤務していた。」と主張しているが、同社は、「申立人に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に被保険者資格を取得している元従業員 24 人のうち連絡先の判明した 7 人に文書により照会し、5 人から回答を得たが、全員が申立人を記憶していない旨証言しており、申立人が申立期間①に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られない。

さらに、上記名簿によると、申立人は、昭和 31 年 7 月 1 日に一旦厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証が返納されたことを意味する「証回収」の記載が確認できる上、32 年 7 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 58 年 8 月 1 日から B 社に継続し

て勤務していた。」と主張しているが、同社は、「平成7年5月31日以前は申立人を一人親方として仕事を外注しており、同年6月1日から当社の正社員として雇用した。」と回答している。

また、B社が保管する、申立期間②直前の平成7年4月及び同年5月の申立人の支払明細書控及び領収書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、平成7年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間②においては、申立人は国民年金の被保険者であり、大部分の期間について保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月から 34 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 2 月 21 日から同年 4 月まで

私は、昭和 32 年 1 月頃、A 県 B 町にあった「C 店」(現在は D 社。)で店員募集に応募したところ、同社の本社(E 県 F 市)での勤務を勧められ、本社で 2、3 年勤務し、その後、A 県 B 町の店舗で、さらに 2 年半勤務し、37 年 4 月までの通算 6 年ぐらい同社で勤務した。

しかし、国(厚生労働省)の記録では、昭和 34 年 1 月 20 日に資格を取得し、37 年 2 月 21 日で資格を喪失したことになっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「E 県の本社で勤務していた昭和 32 年から 33 年に施設が火災で全焼したのを目撃した。」と供述しているところ、会社によると、「当該火災が発生したのは 35 年 8 月 \* 日であった。」と回答しており、申立人の記憶に 2、3 年の相違がみられる。

また、申立人は、「昭和 34 年 1 月か 2 月に E 県の本社から A 県の店舗に異動した。」と供述しているが、上記の火災事故(35 年 8 月 \* 日)の時点では、申立人は E 県の本社で勤務していたと考えられることから、申立人の記憶に 1 年以上の相違がみられる。

一方、オンライン記録によると、申立人が記憶している E 県(本社)における元同僚二人のうち、申立人が自分より先に入社していたと記憶する元上司は、申立期間①中の昭和 33 年 7 月 6 日に資格取得していることが確認できる。

また、申立人が自分より数か月遅れで入社したと記憶する同じ寮の元同僚

は、申立人の資格取得日から約2か月後の昭和34年3月23日に資格を取得しており、申立人の資格取得日(同年1月20日)を基準に考えると、元同僚二人に係る厚生年金保険の加入記録は、申立人の記憶とおおむね一致しており、記録に不自然さは感じられない。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の記号番号は前後17人の被保険者と連番である上、当該記号番号に係る払出簿の記載にも不自然な点は見られない。

2 申立期間②については、申立人が記憶しているA県の店舗における元同僚について、申立人は、「当該元同僚は自分より半年くらい早く辞めた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚の資格喪失日は、申立人の資格喪失日(昭和37年2月21日)より約8か月早い36年6月1日であることが確認でき、申立人の記憶とおおむね一致している。

3 厚生年金保険被保険者名簿で申立人の記載があるページの前後40人のうち、住所が判明した6人(A県の店舗で勤務経験がある3人を含む。)に申立人の勤務実態について照会したところ、申立人が申立期間①及び②に在籍していたとする証言は得られない。

また、上記元従業員6人のうち、5人(A県の店舗で勤務経験がある2人を含む。)が「C店における勤務期間と厚生年金保険加入期間は一致している。」と証言している。

さらに、D社は、「申立期間①及び②に係る関連資料等は現存していない。」と回答している上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 兵庫厚生年金 事案 3247

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月4日から同年6月1日まで  
② 昭和22年5月31日から23年9月20日頃まで

昭和21年5月4日から23年9月20日頃までA社B出張所に社会勉強のため、勤めに行ったにもかかわらず、前後の被保険者記録が欠落しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和21年5月4日からA社B出張所で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が同社への入社を紹介してくれたとする同社B出張所長は既に死亡している上、連絡先の判明した元同僚二人から聴取しても、申立人の入社時期を特定できる証言が得られないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、申立人のほかに3人確認できるところ、このうちの一人は、「私が入社した時には、申立人はおらず、女性は別の一人だけであり、申立人はしばらくしてから入社してきたと思う。」と証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A社において、申立人を含む7人に対して同記号番号が連番で払い出されていることが確認できるところ、このうち申立人を含む4人の資格取得日は昭和21年6月1日、残りの3人の資格取得日は同年9月1日であることから、遡って加入手続きが行われていたことがうかがえる。

これらのことから判断すると、当該事業所では従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、採用後、まとめて加入させていたことがうかがえる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 23 年 9 月 20 日頃まで A 社 B 出張所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、上記のとおり、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社 B 出張所長は既に死亡しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、上記の A 社 B 出張所長及び元同僚二人について、申立人は、「自分が退職するとき、まだ勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所における被保険者記録によると、いずれも申立人と同日の昭和 22 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、このうち、聞き取り調査のできた上記の元同僚二人は、いずれも「厚生年金保険の資格喪失日(同年同月同日)以降も勤務していた。」と証言しているものの、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、「途中で社名が変わった記憶が無い。」と供述しているところ、上記の B 出張所長は、申立期間の始期頃の昭和 22 年 6 月 2 日から別の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記の元同僚二人のうちの一人は、「当該事業所では、C 製品を扱っていたが、戦後しばらくして C 製品の需要がなくなったため、D 製品を売るようになり、その時に A 社との関係もなくなり、社名も変わったと思う。」と証言している。

- 3 なお、申立人は「私の A 社における厚生年金保険の被保険者期間のことに  
ついて、事情を知っていると思われる親族から話を聞いてほしい。」と主張しているが、申立人が氏名及び連絡先を挙げた当該親族に照会したものの、申立人及び同社に係る証言が得られない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 2 月 23 日から平成 9 年 6 月 30 日までの間、A社に勤務したが、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間と比べて低額となっているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 7 年 3 月から同年 7 月までのオンライン記録上の標準報酬月額は、A社が保管する賃金台帳により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 7 年 2 月に係る標準報酬月額について、A社は、「厚生年金保険料の控除方法は翌月控除である。」と回答しているところ、同社が保管する賃金台帳によると、同年 3 月 24 日に支給された申立人に係る給与から 3 万 6,300 円の厚生年金保険料が控除されており、標準報酬月額 44 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、同社は、「災害に伴い、同年 2 月から申立人を含む全従業員の標準報酬月額を改定する届出を行ったが、同年 3 月 24 日に支給した給与から従前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除してしまったため、翌月の同年 4 月 25 日に支給し

た給与で標準報酬月額 30 万円に見合う厚生年金保険料との差額分を相殺した。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月頃から31年7月頃まで  
昭和30年5月頃から31年7月頃までA市のB社で2か月の試用期間を経て勤務した期間の厚生年金の記録が空白である。調査願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、登記簿謄本において、B社は既に破産終結し閉鎖となっている上、申立期間当時の代表取締役は既に死亡しており、取締役及び給与事務担当者とも所在が確認できないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者資格を有する47人のうち所在が確認できた22人に照会し、9人から回答があったところ、そのうちの二人は、「私も入社から3年ほどは厚生年金保険の記録が無い。」、「不定期で試用期間があった。」旨それぞれ証言している上、当該二人の元従業員が給与事務担当者として挙げた一人の氏名は同名簿において見当たらないことから、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、B社に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 4 月 10 日まで  
私はA社B工場に就職したが、昭和 36 年 4 月に友人と共に会社を辞め、C県に出た。退職後は会社と連絡を取っておらず、脱退手当金ももらっていないが、その期間を支給された記録となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の担当者は、「B工場に係る資料は保管されておらず、脱退手当金の説明や代理での請求手続等を行っていたかについては不明である。」と回答している。

しかしながら、申立人が同社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 36 年 4 月 10 日の前後約 3 年間に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者 21 人の支給記録を確認したところ、そのうち 16 人（申立人を含む。）には支給された記録が確認できること、支給記録の確認できない 5 人のうち 4 人は退職後 2 か月以内に他事業所で被保険者資格を取得しており、残りの一人は長期入院していたこと、及び申立期間の脱退手当金が支給された当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものとするのが自然である。

また、申立人に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、退職約 5 か月後の昭和 36 年 9 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 12 年 12 月 19 日まで

私は、平成 9 年 7 月から 12 年 12 月まで A 社に勤務した。ねんきん定期便によると、私の標準報酬月額は、11 年 8 月に 30 万円から 15 万円に引き下げられているが、私の報酬額は退職するまでずっと変わらなかった。標準報酬月額が半分になっていることに不信を感じるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職するまで報酬額は変わらなかったのに、申立期間の標準報酬月額が、直前の 30 万円から 15 万円に引下げられているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、A 社は、既に解散しており、申立人の夫である元事業主は、「申立てどおりの報酬月額に関する届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する保険料を納付した。」としているものの、「関係書類は整理し保管していない。」と回答しており、申立期間当時の保険料控除について確認できない。

また、申立人が A 社の関係書類を引き渡したと主張する元従業員に照会しても回答が得られない上、元事業主及び申立人が申立期間当時の事務担当者であったとする元従業員も既に死亡していることから、申立期間当時の賃金の支給状況、保険料控除額及び社会保険の届出状況について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生



年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 1 日から 25 年 3 月 21 日まで

昭和 21 年 3 月より A 事業所に就職し、同時に船員保険に加入した。25 年 3 月に政策変更により、民営還元の結果、A 事業所より、B 社（後に、C 社）に同日、同一雇用条件にて移籍するまでの期間、船員保険料は、給与受領時、支払側源泉徴収により、自動的に納入されていたはずであるため、記録が欠落しているはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所の指示により、D 校（現在は、E 大学校）で本科生として 2 年間勉強していた期間がある。」と供述しているところ、E 大学校が提出した学籍名簿及び索引簿によると、申立人は申立期間を含む昭和 23 年 4 月 22 日から 25 年 3 月 20 日まで同校に在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、「在学期間について、A 事業所から月給をもらいながら下宿していた。」と供述しているところ、昭和 21 年春から D 校に申立人と同様に 2 年間本科生として在籍していたとしている 3 人は、「D 校で 2 年間、修学する前に所属していた事業所から 6 割から 8 割の月給を受け取っていた。」と証言しているものの、当該 3 人の D 校における在籍期間とほぼ重なる期間の船員保険加入記録が無いことについて、「D 校に在籍していた期間の船員保険の記録は無いことから、この間の保険料を納めていなかったようだ。」とそれぞれ証言していることから、A 事業所は、D 校に在学していた期間について、必ずしも船員保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、A 事業所は既に解散している上、閉鎖事項全部証明書によると、C 社は平成 14 年 8 月 \* 日解散、15 年 2 月 \* 日清算終了していることが確認でき、同社清算人は、「B 社と C 社の合併は 50 年以上前のことであり、資料他記録

は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る船員保険の加入状況及び保険料控除に係る資料を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る船員手帳を所持しておらず、当時の状況を確認することができない上、申立人の申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 20 日から 30 年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 29 年 1 月 20 日から A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の業務内容や上司の名前を具体的に記憶していることから、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 38 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 30 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員 7 人（申立人を除く。）のうち、連絡先の判明した 3 人に照会したところ、回答があった二人は共に、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と供述している上、「自分自身がいつから同事業所に勤務したのか覚えていない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 8 月 1 日に父親が社長を務める A 社（現在は、B 社）に妹と一緒に入社した。年金記録を見ると、私の同社での資格取得日は 54 年 3 月 1 日となっているが、同時に入社し、同じ仕事をしていた妹は、52 年 8 月 1 日に資格取得しているので、私の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 52 年 8 月 1 日に父親が社長を務める A 社に妹と一緒に入社し、同時に入社した妹は同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と主張しており、同時に入社したとする申立人の妹は、「申立人は、私と同じ 52 年 8 月 1 日に A 社に入社し、56 年 1 月 1 日まで継続して勤務していた。」と証言している。

しかしながら、B 社では、「申立人の社会保険関係の書類は残っておらず、申立てどおりの届出を行ったかは不明であり、申立期間の保険料を給与から控除及び納付したかどうか不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立期間当時の事務担当者は、「社員の給与から控除した厚生年金の保険料は預り金として処理しており、加入手続をしない者の給与から保険料を控除すると、経理事務上すぐに発覚することから、加入しない者から保険料を控除することはあり得ない。厚生年金保険の加入事務手続はきちんとしていたし、ごまかすような会社ではなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、「同時に入社した妹の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 52 年 8 月 1 日である。」と主張しているが、同社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、当該妹の資格取得日は、申立人と同日の54年3月1日であることが確認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月12日から21年4月1日まで  
② 昭和22年4月4日から同年5月12日まで  
③ 昭和22年5月30日から同年7月10日まで

私は、昭和18年4月から35年10月まで寄宿生活を送っており、次の会社への入社と入寮を決めてから、転職を決め、退職願を提出していたので、18年にA社に入社してから、平成3年にB社を退職するまで、1日も厚生年金保険の記録が抜けているはずはないと確信している。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は「昭和20年9月12日からC社で正社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社は、「当時の資料が無いので、詳細は不明である。」と回答しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人がC社における同僚として名前を挙げた9人のうち8人については、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該8人のうち6人は既に死亡又は連絡先不明であり、連絡先が判明した二人は、いずれも申立人のことを記憶していないと供述している上、申立期間当時に被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した11人（申立人が名前を記憶する二人を除く。）に照会したところ、回答があった5人のうち、唯一、申立人のことを覚えているとする一人も、「申立人の勤務期間は覚えていない。」と供述していることから、申立期間①における申立人の勤務実態等について確認できない。



さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和21年4月1日に被保険者資格を取得している者が40人（申立人を含む。）確認できるが、このうちの一人は、自身の入社日を記憶していないものの、「一度に40人が入社するようなことはなかった。」と供述していることから、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続を行っておらず、まとめて被保険者資格を取得する手続が行われた可能性がうかがえる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「昭和22年4月4日から同年7月10日まで、D社E工場で正社員として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、D社が保管する健康保険被保険者台帳の写しによると、申立人の被保険者資格の取得日は昭和22年5月12日、同資格の喪失日は同年同月30日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、同社は「当該台帳以外の申立人に関する人事記録等を保管していない。」と回答しているため、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。

また、申立人は、D社E工場における同僚の名前を記憶しておらず、同僚から申立人の申立期間②及び③における勤務実態等について供述を得ることができない上、昭和21年10月から22年5月までに当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している36人のうち、唯一、連絡先が判明した一人に照会しても、「当時のことは覚えていない。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間③直後の昭和22年7月10日にF社G工場において、厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、申立人と同日に同社同工場に係る被保険者資格を取得している二人が、自身の入社日について、それぞれ、同年5月30日、同年6月4日であると供述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえ、申立期間③については、申立人が勤務していたのは、D社E工場ではなく、F社G工場であった可能性もうかがえる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から7年4月1日まで  
② 平成10年4月1日から15年4月1日まで  
③ 平成15年4月1日から同年12月1日まで

平成3年6月1日から7年4月1日まで、10年4月1日から15年4月1日まで及び15年4月1日から同年12月1日までにおいて、総支給額と標準報酬月額にかい離があるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額（企業年金基金に係る拠出金を除く。）及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月13日から26年3月1日まで  
② 昭和32年7月30日から33年2月11日まで

申立期間①について、A社が事業を始めた当初から勤務していたが厚生年金保険の記録が無い。また、申立期間②については、昭和31年8月1日にB社に入社し、37年4月1日に退社するまで同一条件で継続して勤務していたが、途中で厚生年金保険の記録が欠落している。いずれも納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人は「昭和25年2月13日から26年3月1日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人の勤務実態や保険料控除が分かる記録は残っておらず、当時を知る者もない。」と回答しており、申立人の当該期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認できない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年12月1日であり、申立期間①は同社が適用事業所となる前の期間である。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和27年12月1日）に同社において被保険者資格を取得した24人のうち、連絡先の判明した10人に照会したところ、回答のあった5人のうち3人は、同日よりも前から勤務していたと供述しているが、3人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の同社における勤務状況等に関する証言が得られない。

### 2 申立期間②について、申立人は「申立期間②を含む昭和31年8月1日から37年4月1日まで継続して同一条件で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散している上、商業登記簿謄本で確認できる

廃業時の代表取締役等に照会したものの、所在が不明であることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和32年7月30日に同被保険者資格を喪失後、33年2月11日に、再度、同一の被保険者記号番号により同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、32年7月30日の資格喪失後、健康保険証を返納したとする「証返」の印が押されていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月30日から24年3月30日まで  
② 昭和24年5月1日から28年3月30日まで

申立期間①について、私は、中学校を卒業後すぐにA社に入社した。厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、記録の訂正を願いたい。

また、申立期間②について、私は、B社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は、中学校を卒業した昭和23年にA社に入社した。」と主張しているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①を含む22年から29年までの期間に同被保険者資格を有し、所在が確認できた13人に申立人の勤務実態について照会したところ、複数の元同僚は、「申立人に記憶がある。私は、24年にA社に入社したが、申立人は、その1年後の25年4月頃入社した。」、「私は、中学校卒業後の25年4月にA社に入社した。一緒に勤務した同僚がいたが、申立人かどうか不明である。その人は、しばらくして退職した。」旨、それぞれ証言しており、申立人の同社における入社年月日は、申立期間①以後の同年同月頃であったことがうかがえる。

また、上記複数の元同僚は、「私は、中学校卒業後の昭和25年4月にA社に入社したが、年金記録は1年後からとなっている。」、「私は、26年から勤務したが、当初は厚生年金保険には加入していない。」旨、それぞれ証言しており、当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いで

あったことがうかがえる。

さらに、申立期間①を含む昭和 22 年から 29 年までの期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B 社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、B 社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできず、事業所名簿検索システムにより、類似する事業所 10 社について確認を行ったものの、住所地が違うこと、及び申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことなど、いずれも申立事業所とは認められなかった。

また、所在地を管轄する法務局によると、当該事業所に係る商業登記簿謄本は無く、事業所の実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②における事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで

夫の同僚の方も事務の方も皆亡くなってしまったが、亡き夫は、55 歳定年後、申立期間についても、A社B支店で、朝から夜遅くまで働いていたことは、間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人は、申立期間もA社B支店で勤務していたことは間違いない。」と主張している。

しかしながら、A社C支店が保管する人事記録によると、申立人は、昭和52年12月31日に定年により退職したことが確認でき、同日以降も勤務したことを示す記録は見当たらない上、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は同日であることが確認できることから、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は、昭和57年6月1日にD社（現在は、E社）において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同社の元事業主及び元従業員6人が、「申立人は、A社を定年退職後の53年1月から、D社で勤務していた。」と証言しており、申立人は、申立期間当時、D社で勤務していたことがうかがえる。

さらに、上記のD社の元事業主は、「申立人の希望により、日雇労働者扱いで、厚生年金保険には加入しなかった。申立人の給料から厚生年金保険料を控除していない。」と証言しており、事務職だったとする元従業員も、「申立人に厚生年金保険加入を勧めたものの、申立人は、既に年金受給資格があるので不

要であるとして加入しなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月17日から23年1月29日まで  
A社に勤務し、結婚のために退職したが、国の記録では、その期間が脱退手当金を受給したことになっているが、その記憶が無いので、調査願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているほか、給付記載欄には支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2日後の昭和23年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている前後20ページに記載されている女性50人について調査したところ、申立人が勤務していた事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録のある女性の厚生年金保険被保険者13人のうち6人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認でき、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと推認することができる。

さらに、昭和19年10月1日から20年9月1日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号はそれぞれ異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成9年1月21日に申立人の基礎年金番号に統合されたことから、未請求期間の脱退手当金

の支給が無かったことについての不自然さは無い。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から 42 年 1 月 31 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 22 日から 44 年 8 月 1 日まで

脱退手当金の手続きにも行っておらず、受け取った記憶もないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

戸籍謄本によると、申立人の婚姻日は、A社に係る被保険者資格喪失後の昭和 44 年 12 月 \* 日であることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、氏名変更後の姓が記載されている上、当該払出簿によると、氏名変更年月日は、申立期間の脱退手当金の支給決定日（45 年 7 月 10 日）の 9 日前の同年同月 1 日であることが確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更手続が行われたものと考えるのが自然である。

また、B社及びA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれも脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 31 日から 36 年 5 月 1 日まで  
私は、昭和 35 年 10 月 31 日から 36 年 4 月 30 日まで A 事業所（後に、B 事業所）に勤務していたのだが、厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 事業所の元事業主の証言から期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記、元事業主は、「申立期間当時、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、後年、A 事業所から B 事業所に名称を変更後、同保険の適用事業所となった。したがって、申立人を厚生年金保険には加入させてはおらず、給与から保険料も控除していない。」旨証言しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が同保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 3 月 6 日であることが確認できる。

また、B 事業所は既に廃業しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 20 日から 35 年 12 月 26 日まで  
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 96 人について調査したところ、54 人について脱退手当金の受給要件を有していることが確認でき、そのうち申立事業所を最終事業所として同手当金の支給決定記録のある 35 人のうち 33 人については、同資格喪失日の 6 か月以内に同手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、同手当金の支給決定日が同一日（昭和 36 年 7 月 4 日に二人、37 年 12 月 18 日に 3 人、38 年 9 月 10 日に 3 人、39 年 5 月 1 日に二人）である事例が確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、昭和 26 年 9 月 13 日から 29 年 9 月 16 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成 9 年 2 月 10 日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 25 日から 42 年 10 月 1 日まで  
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び領収書によると、同請求書には、申立人の署名及び押印が確認できるとともに、申立人が脱退手当金支給当時住んでいた住所が記載されている上、同領収書についても、同請求書と同じ申立人の住所、署名及び押印が確認できる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和43年5月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、昭和34年5月1日から38年12月1日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成11年1月11日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。